

別表第五(第五十二条関係)

気象測器名 一〇七 (略) 一八 貯水型雨量計 イ 貯水型雨量計 ロ 貯水型雨量計の感部(デジタル型のもの) ハ・ニ (略) 十九〇二十一 (略)	書面により型式証明を申請する場合	電子情報処理組織により型式証明を申請する場合
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第五(第五十二条関係)

気象測器名 一〇七 (略) 一八 貯水型雨量計 イ 貯水型雨量計 (新設) ロ・ハ (略) 十九〇二十一 (略)	書面により型式証明を申請する場合	電子情報処理組織により型式証明を申請する場合
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

附則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中気象業務法施行規則第十条の二の改正規定及び第二条の規定は、平成三十年七月一日から施行する。(経過措置)

2 第二条の規定の施行前に検定の申請があつた気象測器に係る検定の有効期間については、同条の規定による改正後の気象測器検定期間の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省令第二十二号

旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号) 第四条第二項、第八条第一項、第十一条の三第五項、第六十六条及び第六十八条の規定に基づき、旅行業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

旅行業法施行規則の一部を改正する省令

旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

国土交通大臣 石井 啓一

改正後

(新規登録の添付書類)

第一条の四 法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 八 (略)

二 旅行業に係る申請については、次に掲げる書類

(1) 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

(2) 申請者の登録業務範囲が第一種旅行業務である場合にあつては、(1)に掲げる書類について公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号) 第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む)、監査法人、税理士又は税理士法人の確認を受けたことを証明する書類

ホ・ハ (略)

二 (略)

2・3 (略)

改正前

(新規登録の添付書類)

第一条の四 法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 八 (略)

二 旅行業に係る申請については、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

(新設)

(新設)

ホ・ハ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(営業保証金の額)

第七条 法第八条第一項に規定する営業保証金の額は、別表第一の額(旅行者の登録業務範囲が第一種旅行業務である場合にあつては、別表第一の額に別表第二の額を加えた額)とする。

第十二条 (略)

3 地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、第一項第一号から第三号までに掲げる科目(観光庁長官が告示で定めるものを除く。)とする。
(法第六十八條の団体)

第六十五条 法第六十八條の規定により旅行者等若しくは旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者(以下この条において「旅行関連業務従事者」という。)又は旅行サービス手配業者若しくは旅行サービス手配業務に関する契約の実施のための業務に従事する者(以下この条において「旅行サービス手配関連業務従事者」という。)が組織する団体の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、旅行者等又は旅行サービス手配業者が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、それ以外の団体にあつては、観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地
- 二 目的
- 三 事業の概要
- 四 代表者の氏名
- 五 成立の年月日
- 六 団体を組織する旅行者等若しくは旅行関連業務従事者又は旅行サービス手配業者若しくは旅行サービス手配関連業務従事者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる営業所の所在地(解散等の届出)

第六十六条 法第六十八條の団体は、解散し、又は前条第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつた場合は、三十日以内に、その旨を観光庁長官(旅行者等又は旅行サービス手配業者が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事)に届け出なければならない。

別表第一 (第七条関係)

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額 (第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額)	営業保証金の額			
	第一種旅行業の登録を受けた者	第二種旅行業の登録を受けた者	第三種旅行業の登録を受けた者	地域限定旅行業の登録を受けた者
400万円未満	7000万円	1100万円	300万円	15万円
400万円以上 5000万円未満	7000万円	1100万円	300万円	100万円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(営業保証金の額)

第七条 法第八条第一項に規定する営業保証金の額は、別表のとおりとする。

第十二条 (略)

3 地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、前項第一号から第三号までに掲げる科目(観光庁長官が告示で定めるものを除く。)とする。
(法第六十八條の団体)

第六十五条 法第六十八條の規定により旅行者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者(以下この条において「旅行関連業務従事者」という。)が組織する団体の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、旅行者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、それ以外の団体にあつては、観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地
- 二 目的
- 三 事業の概要
- 四 代表者の氏名
- 五 成立の年月日
- 六 団体を組織する旅行者等又は旅行関連業務従事者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる営業所の所在地(解散等の届出)

第六十六条 法第六十八條の団体は、解散し、又は前条第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつた場合は、三十日以内に、その旨を観光庁長官(旅行者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事)に届け出なければならない。

別表 (第七条関係)

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額 (第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額)	営業保証金の額			
	第一種旅行業の登録を受けた者	第二種旅行業の登録を受けた者	第三種旅行業の登録を受けた者	地域限定旅行業の登録を受けた者
5000万円未満	7000万円	1100万円	300万円	100万円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第七条関係)

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額 (第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額)のうち、本報外の企画旅行 (参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)に係るもの	営業保証金の額
8億円未満	0円
8億円以上 9億円	900万円
9億円 " 15億円	1100万円
15億円 " 35億円	1300万円
35億円 " 55億円	1500万円
55億円 " 75億円	1600万円
75億円 " 110億円	1700万円
110億円 " 160億円	1800万円
160億円 " 220億円	2000万円
220億円 " 330億円	2200万円
330億円 " 440億円	2800万円
440億円 " 550億円	3400万円
550億円 " 1000億円	3900万円
1000億円 " 2100億円	5000万円
2100億円以上1000億円につき	1100万円

(新設)

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この省令の施行日前にされた旅行業法第四条の登録の申請又は同法第六条の三の有効期間の更新の登録の申請であつて、観光庁長官による登録をすることができないものについては、なお従前の例による。

○環境省令第三号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成二十九年法律第五十二号) の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

環境大臣 中川 雅治

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令

第一条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という) は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものとする。

改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という) は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものとする。

改正後	改正前
<p>改正 (環境省令で定める病院若しくは診療所又は薬局)</p> <p>第十七条の二 法第二十条第三号に規定する環境省令で定める病院若しくは診療所 (これらに準ずるものを含む) 又は薬局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>改正 (環境省令で定める病院若しくは診療所又は薬局)</p> <p>第十七条の二 法第二十条第三号に規定する環境省令で定める病院若しくは診療所 (これらに準ずるものを含む) 又は薬局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p>